

第 565 回広島地方最低賃金審議会 議事要旨

開催日時	令和 7 年 9 月 4 日（木） 9 時 55 分～13 時 18 分		
開始場所	広島合同庁舎 1 号館 5 階 1 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 広島県最低賃金の改正決定に係る異議申出の取扱いについて 2 令和 7 年度広島県特定最低賃金の改正決定の必要性について 3 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県最低賃金の改正決定に係る異議申出の取扱いについて 事務局が、ヒロシマ労連ほか 5 者の広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の意見に対する異議申出書を読み上げ、広島労働局長が異議申出について審議会の意見を求める諮問を行った。 公、労、使各側委員が個別協議を行い、その後、各側の委員の代表から意見表明がなされた。 労側委員は、「今回の審議は、時間の許す限りさまざまな角度から主張を行い、金額、発効日とも十分な審議を行った。結果は十分といえない部分もあるが、再審議の必要性はないと思っている。」との意見であった。 使側委員は、「今回の引上げ額 65 円、引上げ率 6.4%は中小・小規模事業者の経営実態を全く理解していない金額だと考えており、それ以上の引上げの必要性はないと考えている。申出の中で、中小・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備について言及を頂いたことには感謝を申し上げる。慎重な審議を行った結果であり、再審議の必要性は無いと考えている。」との意見であった。 公益委員は、「最低賃金の引上げ額及び発効日に関して、労働者の生計費、賃金、事業の支払能力といった 3 要素について、広島県の状況を客観的なデータを用いて丁寧に確認、検討した上で導き出した結論と考えている。政府への要望についても、4 点述べており、再審議の必要はないと判断した。」との意見であった。 公、労、使各側委員からの意見をまとめ、会長は、令和 7 年 8 月 18 日付け答申のとおり決定することが適当であるとの結論により、審議会は広島労働局長に答申した。			
2 令和 7 年度広島県特定最低賃金の改正申出の必要性について事務局から、前回 8 月 18 日開催の審議会の経過を説明した。 会長から、各種商品小売業を除く 7 業種の改正決定の必要性について労使各側に意見を求めたところ、労側委員からは、「各種商品小売業、新設の各種商品、各種食料品小売業については、労働協約賃金が改定後の県最賃を上回っていないこともあり、（必要性なしは）、やむなしと判断するが、その他 7 業種は審議の必要ありと考えるので、早急に専門部会の設置をお願いしたい。」との意見が表明された。 使側委員からは、「各業界に意見聴取したところ、多くで必要性なしとの意見が上がった。本来は改定後も県最賃を上回る鉄鋼業のみと主張したいが、労働協約ケースの鉄鋼業、電気機械器具製造業及び自動車製造業を除く公正競争ケースの金属製品製造業、機械器具製造業、船舶等製造業及び自動車小売業の 4 業種については必要性なしと意見す			

る。以下、3点理由を述べる。①特賃は屋上屋を架すものであるというのが、使側の一貫した主張。中小・小規模事業者の経営環境を考えると65円の引上げは非常に大きく、既に現特賃も鉄鋼業を除く6業種は県最賃以下となり、必要性がなくなっていると考え。②時間額65円は、月額では1万円を超える負担増となる。中小・小規模事業者にとって極めて重く、令和3年度以降の引上げ累積は214円となり、月額では37千円の引上げとなる。また前年度は年に2回の引上げが強制されたものが4業種あった。賃上げの必要性は理解するが、価格転嫁は半分しか進んでおらず、この厳しい実態を労働者側にも御理解をいただきたい。

③公正競争ケースの4業種について、中央最低賃金審議会の平成4年、平成10年の検討小委員会報告で、公正競争ケースの目的は「賃金の不当な切下げ防止」とされており、現在の雇用実態にそぐわない申請である。「公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向けて移行努力が求められている中で、公正競争の申し出が続けられていることは課題がある。」との意見が表明された。

その後、審議は継続されたが、労側委員から、「本日この場で結論を出すことはできない。持ち帰って検討したい。」との意見があり、このまま審議を続けても意見がまとまる見込みがないことから、会長は今後の審議方法について意見を求めた。

使側委員から「本審で審議を継続すべき」との意見が出されたものの、会長は委員の日程等を考慮し「検討小委員会で議論を行ってはどうか」と提案し、使側委員もこれを了承したことから、必要性にかかる結論が得られていない4業種について、今後検討小委員会で審議し、意見がまとまり次第本審議会を開催して答申を行うこととした。

これにより、審議会は、広島県特定最低賃金の改正決定について、鉄鋼業、電気機械器具製造業及び自動車製造業は「必要と認めるとの結論に達した」、各種商品小売業は「必要性有りとの結論に達し得なかった」旨を広島労働局長へ答申した。

その後、広島労働局長から審議会に、3業種の改正決定についての諮問がなされた。

3 その他

今後、特定最低賃金の改正決定については、年内発効を目指し、専門部会を設置して審議することとなり、答申を取りまとめる審議会の開催回数は1回とし、10月29日午前10時から開催される見込みとなった。

また、参考人からの意見聴取の有無については、労使ともに「必要なし」との意見であり、参考人からの意見聴取は行わないこととなった。